日本医学図書館協会 正会員 殿 協力会員 殿

特定非営利活動法人日本医学図書館協会 事務局長 木村 博

第84回総会の委任状について (依頼)

平成 25 年度第 84 回総会のご案内を、特医協第 12-333 号にてお知らせしております。今年は、平成 25 年 5 月 23 日(木)に、日本科学未来館にて開催いたしますが、やむなくご欠席の会員の皆様には、委任状のご提出をお願いいたします。

当協会の委任は細かく規定されており、正しく実行されないと無効になる可能性があります。念のため、下記に、関連規定である「定款第 33 条」及び「総会運営に関する細則第 12条、第 13条」を付記いたします。よろしく、お取り扱いください。

記

定款

(書面表決等)

- 第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。また、他の構成員を代理人として表 決を委任することができる。
- 2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に 加わることができない。

総会運営に関する細則

(委任状提出の手続)

- 第12条 総会構成員(正会員、協力会員)は、定款第33条第1項の規定に基づき、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。
- 2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2 週間前までに、当該会員に託すとともに委任状の写しを中央事務局に提出しなければ ならない。
- 3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。 (表決権)
- 第13条 総会における表決権は、1総会構成会員(正会員、協力会員)につき1票とする。 ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。
- 2 機関会員の代表者が個人会員である場合は、2票を行使することができる。

(解説)

総会に欠席する「正会員及び協力会員」は表決を委任することができます。委任する相手は総会に出席する「正会員あるいは協力会員」です。

その手続きは細則第12条第2項のとおりですが、注意すべきは、委任は「1会員分」を 超えて受けることができないということです。(第3項)

言い換えれば、委任しようとする会員は、委任先の会員が他の会員から委任を受けていないか確認する必要があります。また、委任を受ける会員も、自分が複数の会員から委任を受けないよう注意する必要があります。

この規定は、表決が偏らないよう工夫されたものです。委任を無効にしないために、委任状をご提出の際はご注意くださるよう、お願いいたします。

- 注1) 昨年の第83回総会では委任先を「議長」や「会長」とした例が数件ありましたが、これは規定上、無効となる可能性が高いといえます。
- 注2)表決権と委任に関する扱いについて、正会員 A、B、正会員個人、協力会員に区別 はありません。
- 注3) 出席会員の名簿を総会前にホームページに掲載する予定です。
- * 委任状はホームページにも掲載してあります。